

岡山県公報		発行 岡山県	
目次		担当課（室）	
○ 保安林の指定予定	【告示】	治山課	
○ 〃	〃	〃	
○ 〃	〃	〃	
○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧	【公告】	経営支援課	
○ 土地改良区役員の退任及び就任届	〃	耕地課	
○ 道路の位置の指定	〃	建築指導課	
○ 〃	〃	〃	
○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了	〃	〃	
○ 〃	〃	〃	
○ 落札者等の決定	〃	用度課	
○ 一般競争入札の実施	〃	警察本部会計課	
○ 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数	【選挙管理委員会】	選挙管理委員会	
○ 指定講習機関の指定の一部改正	【公安委員会】	運転免許課	
○ 運転免許取得者教育の認定の一部改正	〃	〃	

◎岡山県告示第四百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

平成三十年九月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

瀬戸内市長船町土師字甲山二四四六の一、二四四八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び瀬戸内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第四百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成三十年九月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

玉野市長尾字北側一〇一五、一〇一六、一〇三七から一〇四四まで、一〇四六から一〇四八まで、一〇六二の二、一〇六三の四、字北谷一〇六七の二、一〇六八、一〇七〇の二、一〇七三、一〇七四、一〇七八、一〇七九、一〇七九の二、一〇八六、一〇九一から一〇九三まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び玉野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第四百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成三十年九月十四日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

玉野市石島字中山三二五六、字宮後三四〇七、三四〇八の一、三四〇八の二、三四〇九から三四一二まで、字水落谷上三五五七、三五五九、三五六七の一、字水落谷下三五六五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び玉野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

平成30年9月14日 岡山県公報 第12025号

〔四四九〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三十年九月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンタウン和気A地区

所在地 和気郡和気町福富四四二番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 イオンタウン株式会社

住所 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

代表者の氏名 代表取締役 加藤 久誠

3 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 イオンタウン株式会社

住所 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

代表者の氏名 代表取締役 大門 淳

（変更後） 名称 イオンタウン株式会社

住所 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

代表者の氏名 代表取締役 加藤 久誠

4 変更年月日

平成三十年五月二十八日

二 届出年月日

平成三十年八月三十一日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成三十年九月十四日から平成三十一年一月十五日まで
縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔四五〇〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、土地改良区役員の退任及び就任の届出があった。

平成三十年九月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称					
追分池土地改良区					
二 退任及び就任役員					
退任役員	就任役員	住 所		理事	理事監
氏 名	氏 名			事 務	の 別
荒砂 昭男		津山市中北上一四七六		理 事	
矢吹 精一		真庭市中河内一二一三		〃	
猪川 眞有		津山市中北下一七五六		〃	
楽万 真一		〃 中北上四〇〇		〃	
中島 要	中島 要	〃 坪井上一一六六		〃	
池田 勝亮		真庭市上河内四〇三―三		〃	
田和 進		〃 〃 一八一九―九		〃	
石田 貢造		〃 下河内五七一―四		〃	
	瀬島 和博	〃 〃 七五〇―二		〃	
	北 祐治	津山市中北上一二〇三		〃	
	長松 昇	真庭市上河内三三六五―一		〃	
	下山 雅史	〃 〃 一八二一―二二		〃	
	矢吹 純一	〃 中河内一一六四―四		〃	
	難波 幸宏	津山市中北上一六二九		〃	
	杉本 道夫	〃 〃 南方中一〇三一―四		〃	
田和 豊己		〃 坪井下四五		監 事	
河本 太郎		真庭市下河内七五七		〃	
	小福田満郎	津山市中北上一〇六八―三		〃	
	稲岡 健二	真庭市中河内二三〇三―三		〃	

〔四五二〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成三十年九月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 号	指 定 年 月 日	道 路 の 位 置	道 路 の 幅 員 （ メ ー ト ル ）	道 路 の 延 長 （ メ ー ト ル ）
	岡山県指令備中局 建第二〇一九号 平成三十年九月三 日	井原市上出部町字榎ヶ坪六三番二、 六三番二地先水路	六・〇〇	八四・八三

〔四五二〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成三十年九月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 号	指 定 年 月 日	道 路 の 位 置	道路の幅員 （メートル）	道路の延長 （メートル）
	岡山県指令備中局 建第二〇二〇号 平成三十年九月四 日	井原市上出部町五六〇番四	五・〇〇	五〇・九九

〔四五三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年九月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市宿字北沖五二七一―二、五二七一―三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市真壁一三八六―二アンティム三〇一

有木 駿輔

三 許可番号

岡山県指令建指第七五号

〔四五四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年九月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市宿字車塚溝東四二九―四、四二九―五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市南区藤田六三〇―三〇

谷口 進

谷口 明子

三 許可番号

岡山県指令建指第七六号

平成30年9月14日 岡山県公報 第12025号

〔四五五〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成三十年九月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 落札物品の名称及び数量

ノート型パーソナルコンピュータ 四二九式

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県出納局用度課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

三 落札者を決定した日

平成三十年八月九日

四 落札者の氏名及び住所

Gateシステムズ株式会社

岡山市北区下中野七〇八番地の一〇七

五 落札金額

四四、二四二、四二六円（うち消費税額及び地方消費税の額三、二七七、二一六円）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 入札公告日

平成三十年六月二十九日

〔四五六〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成三十年九月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 調達内容

(1) 借入件名及び数量

無停電電源装置 (C V C F) 一式

(2) 借入物件の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 借入期間

平成31年3月1日から平成38年2月28日まで

(4) 借入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札金額は、全ての借入物件の本体価格のほか、輸送費及び仕様書に記載する作業等に要する一切の諸経費を含めた額とし、1月当たりの単価（本件借入に係る物件を7年間借り受けるものとして算定したリース料総額の84分の1に相当する額）を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 平成30年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年岡山県告示第43号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。

以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるものであること。

岡山県公報 第12025号 平成30年9月14日

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁2階）

電話（086）226－7538

(2) 申請書の提出期限

平成30年10月29日（月） 午後4時

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700－8512 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課契約担当

電話（086）234－0110 内線2216

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

平成30年9月14日（金）から同年10月29日（月）まで（岡山県の休日を定める

条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

イ 交付方法

（1）の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、（1）の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ120グラムであるので、注意すること。

（3）入札書の受領期限

平成30年10月31日（水） 午後4時

（4）開札の日時及び場所

平成30年11月1日（木） 午後1時

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課分室（岡山県庁地下1階）

5 その他

（1）入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

（2）入札保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条の規定による。

（3）契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

（4）入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を受領期限までに提出するとともに、入札説明書に示す書類を作成し、平成30年10月29日（月）午後4時までに、入札説明書で示す場所に提出しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

（5）入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否
要

(7) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Name and quantity of the products to be leased :

Constant voltage constant frequency power supply 1 set

(2) Lease period :

From 1 March, 2019 through 28 February, 2026

(3) Delivery place :

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

4:00 P.M. 31 October, 2018

(5) Contact point for the notice :

Finance Section, Okayama Prefectural Police Headquarters

2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8512,

Japan

Telephone : 086-234-0110, Ext. 2216

◎岡山県選管告示第五十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成三十年九月十四日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤 原 健 補

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三一、七八二
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）（地方自治法第八十条第一項に規定する場合を除く。） 二九八、六三三
- 三 地方自治法第八十条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区	数	選挙区	数
岡山市北区・加賀郡	八四、一四八	高梁市	八、八五六

総 社 市	井 原 市 ・ 小 田 郡	笠 岡 市	玉 野 市	勝津 山市・ 田 苦 郡 田 郡 郡	倉敷 市・都 窪 窪 郡 郡	岡 山 市 南 区	岡 山 市 東 区	岡 山 市 中 区
一八、 六三六	一五、 七三一	一四、 一一三	一七、 三三二	三六、 五七三	一三四、 三三六	四六、 三五〇	二六、 六〇一	四〇、 〇〇四
	久 米 郡	浅 口市・ 浅 浅 郡 口 郡	美 作市・ 英 英 郡 田 郡	真 庭市・ 真 真 郡 庭 郡	赤 磐 市	瀬 戸 内 市	備 前市・ 和 和 気 気 郡 郡	新 見 市
	五、 五八八	一二、 九五七	八、 四六六	一三、 三五一	一二、 二四一	一〇、 五八二	一四、 二一七	八、 六一九

◎岡山県公安委員会告示第四百十号

平成五年岡山県公安委員会告示第二十四号（指定講習機関の指定）の一部を次のように改正する。

平成三十年九月十四日

岡山県公安委員会

表一の項、三の項及び十二の項中「藤岡 豊」を「富田 満」に改める。

◎岡山県公安委員会告示第四百十一号

平成十二年岡山県公安委員会告示第三十八号（運転免許取得者教育の認定）の一部を次のように改正する。

平成三十年九月十四日

岡山県公安委員会

表一の項、三の項及び十四の項中「藤岡 豊」を「富田 満」に改める。